

第3次苫小牧市民文化芸術振興推進計画【概要版】

1. 計画策定の趣旨

平成28年(2016年)3月に策定した「第2次計画」の期間満了のため、令和8年度(2026年度)を始期とする新たな計画を策定。

2. 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの**5年間**。

3. 計画の位置付け

- 文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- 苫小牧市民文化芸術振興条例第6条に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」をより具体化
- 「苫小牧市総合計画」の部門別計画

4. 文化芸術を取り巻く背景

- 「文化芸術振興基本法」の改正(2017年6月、改正後「文化芸術基本法」)
- 「文化芸術推進基本計画(第2期)」(令和5年度から令和9年度)の策定
- 令和8年3月1日、苫小牧市民文化ホール(アートキューブズ)の開業

5. 前計画期間の主な取組

- 苫小牧音楽祭事業の創設
- 音楽イベントへの実行委員会方式の採用
- アーティスト・バンクやアウトリーチ推進事業の充実、事業の拡大
- 市指定文化財の候補調査、タブコブ遺跡の出土品2点を指定
- 八王子市・苫小牧市・日光市の姉妹都市盟約50周年記念事業を実施
- 文化財発見ツアー、出前講座、郷土学習の実施
- ジュニアミュージッククリニックの開催



6. 市民アンケートによる検証

Q文化芸術に興味がありますか？

| | 今回の結果 | 前回の結果 |
|---------------|--------------|--------------|
| とても興味がある | 16.9% | 17.7% |
| どちらかといえば興味がある | 41.3% | 39.7% |
| どちらとも言えない | 23.2% | 20.9% |
| あまり興味がない | 13.4% | 16.1% |
| まったく興味がない | 5.2% | 5.6% |

約半数以上
興味あり

Q創作活動等（鑑賞・見学を除く）をしていますか？

| | 今回の結果 | 前回の結果 |
|--------|--------------|--------------|
| 行っている | 16.2% | 15.6% |
| 行っていない | 83.8% | 84.4% |

創作活動は
微増

7. 見直しの方向性

第3次計画では、**芸術文化で豊かな心をつなぐまちづくりの推進**を目指す。

- 第2次計画の基本的な考え方を土台とし、実施可能な内容に修正する
- 類似した取組項目を統合する
- 文化芸術を取り巻く状況変化などを踏まえ、時代に合わせた計画にする

| 第3次計画 |
|-------------------------------------|
| 5年間 (2026年～2030年) |
| 基本方針10 (具体的な方針28) |
| 推進項目61 ・ 取組項目78 |
| 文化活動の地域展開などを背景に 内容をコンパクト化 |

| 第2次計画 (前回) |
|---------------------------|
| 10年間 (2016年～2025年) |
| 基本方針10 (具体的な方針28) |
| 推進項目63 ・ 取組項目109 |
| 企業の文化活動の活発化を背景に 詳細な内容へ |

文化芸術の振興に関する基本的な方針

10の方針

28の具体的な方針

第3次苫小牧市民文化芸術振興推進計画

61の施策の推進項目

| | | |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 意識の高揚 | 文化芸術振興の担い手は市民であり、市民一人ひとりがそのことを認識する。 など3項目 | ボランティア団体と協力した文化芸術事業を継続するとともに、学生ボランティア参加者の増加を図り、世代を超えた交流と次世代へ向けた文化振興に努めます。 など 9項目 |
| 2. 歴史的文化遺産の保存と活用 | 文化財保護法及び市文化財保護条例ではとらえきれない広い範囲の文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討する。 など2項目 | 指定文化財や未指定の有形・無形文化財は、郷土学習における貴重な財産です。歴史的文化遺産などの登録制度を検討し、防災対策を推進しつつ保存と活用に向けた意識の高揚を目指します。 など 5項目 |
| 3. 文化芸術に接する機会の拡大 | 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これらを創造する環境整備を図る。 など3項目 | 美術博物館において、優れた展示・鑑賞事業の拡充を図るとともに、展示内容の多言語化を推進して国内外の来訪者に開かれた芸術拠点を創出します。 など 8項目 |
| 4. 人材の育成 | 創造性豊かな芸術家の育成、優秀な指導者の育成を図る。 など3項目 | 国及び各種文化団体、企業の芸術家育成事業などの情報は、関係機関と連携して継続的に収集・整理し、ウェブ・窓口で分かりやすく提供します。 など 5項目 |
| 5. 交流の促進 | 市内、市外の芸術家との交流を促進する。 など5項目 | 文化団体協議会やサークル連盟、市民、文化団体、企業、行政、指定管理者など、文化団体が対話・協働する場を設け、効果的な文化芸術施策推進に努めます。 など 8項目 |
| 6. 環境の整備及び充実 | 市民が気軽に文化芸術活動を行えるよう、市の文化施設などの利用促進を図る。 など3項目 | 文化施設を支える人づくりを視点に入れ、学芸員などの専門家などの配置や、専門性の高いボランティアの育成に努め、市民の文化芸術活動をさらに支援していきます。 など 8項目 |
| 7. 文化芸術性に配慮したまちづくり | 公共の建物など施設の整備や新設に当たっては、周囲の自然環境等と調和のとれたものとなるよう配慮する。 など2項目 | 公共施設が都市空間の形成に果たす重要性を認識し、建設改修時は周囲の環境や美観性、デザイン性に配慮した景観づくりや、新たなライフスタイルの形成に努めます。 など 6項目 |
| 8. 高齢者・障がい者への支援 | バリアフリーなど、市の文化施設などで高齢者、障害者、子育て中の保護者等が円滑に利用できるための整備を図る。 など2項目 | 少子・高齢社会において、高齢者が生涯学習の一環として文化芸術活動に親しみ、活動が活発化するように、施設整備や情報の収集・発信に努めます。 など 4項目 |
| 9. 青少年への支援 | 市の文化施設などで、青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進する。 など2項目 | 青少年の感性に合った様々な文化芸術や伝統文化に触れる機会の拡充と、各文化団体における指導者育成という意識が向上する取組みを検討します。 など 3項目 |
| 10. 学校教育への支援 | 市内で活動している指導者及び芸術家を学校に派遣し、文化芸術に関する体験学習の充実を図る。 など3項目 | 子どもたちの文化芸術活動参加のきっかけづくりとして、授業や部活動などの場面において芸術家派遣事業の積極的な活用を働きかけ、学校教育における文化芸術活動の充実に努めます。 など 5項目 |

